

Title	大阪府仮病院の創設(一)
Author(s)	松田, 武
Citation	大阪大学史紀要. 1 P.60-P.69
Issue Date	1981-05-01
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/4360
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大阪府仮病院の創設 (一)

松 田 武

一 病院設立沙汰書と緒方郁蔵

嘉永二（一八四九）年緒方洪庵、日野葛民らによって開設された除痘館は、安政五（一八五八）年幕府から種痘の官許をえ、さらに公儀御場所である「公館」の名称を許されたのが慶応三年のことであった。

種痘が広義の意味で医療であるとすれば、「公館」の允許は、大阪における公的医療の開始であるといえよう。

慶応四（一八六八）年戊辰戦争が江戸から北越、東北へと北上する間四月、維新政府は東征軍の士気を鼓舞し、あわせて天下の民心を収攬することを目的とした大阪親征の行在所から、同六日大阪裁判所総督醍醐忠順に沙汰書¹⁾を発した。

今度於浪華、病院御取建ニ相成、窮民ニシテ疾病療養不行届之者共、御救助可被為在旨 仰出候事

追而病院取建之場所并医師人物、制度・規則等、早々取調可申出旨御沙汰候事

これは窮民施療を目的とした公立病院の設置命令で、古来の伝統的仁政思想の民政的表現であるが、注目すべきことは、医師人物の選考とともに制度・規則を具備した病院とした点にある。

この沙汰書布告について想起されるのは、同年二月典藥寮の高階経由少允、高階筑前介兩名が、典藥寮において医学を復興し、西洋医法の長所を広く採用すべしと提出した建白書²⁾において、医病院を設け、鰥寡孤独、貧窮無資、行旅艱難の者の施薬救助の施策をとること、そして病院取建に際しては、官医に限らず、「藪沢之医士」であっても、方技に秀いでた「実学実験之良医」を採用して、学頭ならびに取締に任ぜられんことを上申していることである。

廟議はその建白をとりあげ、宮廷典藥寮の西洋医術採用を決定し、九月にはオランダ帰りの緒方惟準、伊東方成の起用となるのであるが、沙汰書の病院はこの建白書趣意の大阪での実現であったとみることができる。

慶応四年五月十四日、太政官は沙汰書病院設立の責任者に緒方郁蔵を起用し、次の辞令³⁾をだした。

右当地ニ病院御取建之儀、被仰出候ニ付、掛り被仰付候事

右病院取建之場所并医師人物制度規則等、見込之分早々取調へ可申出事

緒方郁蔵は洪庵の義弟として、適塾における教育を側面から支援し、洪庵の『扶氏経験遺訓』の訳業に協力し、自らも蘭学塾独笑軒塾をひ

らき子弟の教育にあたり、洪庵なき大阪において、緒方拙齋とともに適塾門人の信望を担う存在であった。一方、安政元年頃より在阪土佐藩士の洋学教育にあたり、とくに慶応二年後藤象次郎が主力となって開設した土佐開成館に招かれ、同館医局教頭に任ぜられていた。⁴⁾

緒方郁蔵の起用については、新政府の参与兼外国事務局判事として在阪し、五月には参与兼大阪府知事となった後藤象次郎の人選であったとみてほぼ間違いなからう。

ところで十月に入って新しい状況が加わってくる。かつて長崎に設立された分析窮理所が江戸に移され、慶応四年開校をめざして建設がほぼ完成した開成所内理化学校が、維新戦乱を避けて、急遽大阪設置に変更されたからである。これは小松帯刀、後藤象次郎の理化二学は国家富強の基礎として一日もなおざりにすべからずという建言によるものである。

教師ハラタマ、御用掛田中芳男・神田孝平・箕作麟祥・何礼之助らが、舎密局取建の任をおびて来阪し、城西古邸の空地を卜して、十月四日起工がおこなわれた。

この新状況をふまえて大阪府は新大学構想を大阪府「御布告案」⁵⁾として十月公表する。

此度追手前において新大学校御取建ニ相成、舎密術を初め英学、仏学、蘭医学、数学、法学等學術御開ニ相成候付、諸藩ニ而稽古望之者有之候はゞ、大阪府に可申出候……

というもので、つづいて入塾規則をのせ、おわりに「大学之外、病院

も近々御取立ニ相成候間、医術修業致度候者も追々可申出候」と追記した。

これによって、緒方郁蔵を取建御用掛に命じた慈恵的病院の創設は、新大学構想に包摂されることになり、蘭医学の学校と病院という新たな構図において、当初計画の見なおしをせまられることになった。

しかし舎密局のその後の建設経過にみられるように、明治二年正月には諸造営の竣工が予定されていたが、管轄責任の不在（政府が大坂府か）に伴う建設経費の不足から、計画は遅延し、御用掛田中芳男ら関係者の焦慮は大へんなものであったが、⁶⁾新大学構想の一環にくみこまれた病院設立も舎密局と同様、計画の停滞を余儀なくされたと推測される。

明治元年十二月になって太政官は緒方郁蔵にたいして、次の辞命をだし、五月の病院取建に御用掛の任務に変更を命じた。⁷⁾

当分以御雇、仮病院掛り申付候事

すなわち大坂府によって明治元年十二月十日開設される仮病院において御雇医師として、当分の間、務めるよう太政官が命じたのである。

緒方郁蔵が五月病院取建御用掛を命ぜられ、十二月仮病院勤務に切りかえられるまでの事蹟について、いまのところ不詳であるが、医師人物、制度・規則の取調がかれの任であったことからすれば、明治元年十一月、十二月に大阪府より達せられた次の布令の起草者は緒方郁蔵であったと判断される。

医者番附作成ノ殿察

前年来府中ニおいて、医者番附或ハ名医録杯ヲ唱摺物等相製シ、医家之品評を分候もの間々有之、庸医之徒板元ハ相頼、色々不正之振舞も有之趣、元来医術之儀ハ、生命相預リ候至大之業ニ有之候所、右等巧拙を不論、品等相建、市民之聞見を為誤、自ら人命ニ関シ候様相成、甚以不可能儀ニ付、向後右番附等之儀ハ、一切被差止候、屹度可相心得候事

医師ノ取締

近來医業之者風俗甚敷、往々奢侈ニ相流レ、病家之急ニ趨るとハ年中、近方往来等之節も駕籠相用ひ、或ハ二枚肩、三枚肩杯ヲ唱、謝金相負リ、就而ハ自然貧窮之者共治療難相受、終ニハ薬汁を不服、死ニ到リ候もの有之候様相成、且原書ハ固ヨリ、一冊之訳書をも不読して蘭薬を相用ひ、薬毒ヲ不顧事共、医業之本意を忘れ、以之外之事ニ候、依而近々病院被取建候條、其節有志之輩ハ、詮儀之上、入院修業方被差許候間、虚名を不売、実学を以旨とし、人命相救ひ候様、深く其心得可有之候事

これは医師の風俗取締に関する布令で当時の医師の姿が浮びあがる史料であるが、とくに後者布令では、近々取建てられる病院において、希望の医師にたいしては詮儀の上、医学修業を許すと達している。明治二年に医籍編成のため大坂府在住医師の学術・医術の取調べが行なわれた際、洋方について緒方郁蔵、漢方について三角有儀があつたという経緯⁹⁾から、緒方郁蔵と布令の関連が推察できると思う。

一方、東京においては、医学所創設に関連して、「医学振興の布告」が明治元年十二月七日太政官よりだされ、不学・不術の医師にたいし警告するとともに、将来、規則をたて、学の成否、術の工拙を試めし、免許をえた上でないと医術開業を許可しない旨の方針を明らかにし、府藩県にもその趣旨を達するよう宣した。

このように東西時を同じくして、医師のあるべき姿を示し、医学校、病院が今後、医学伝習の基本機関となることを明示し、将来、洋医学を中心にした医籍編成の方針を明らかにしたのである。

緒方郁蔵は大阪において、西欧の新知識として医学・医療制度確立の中心的役割を嘱望されて登場したのである。

二 大坂府仮病院 —— 府兵局仮病院 ——

大阪府仮病院に関する記録としては(1)『復古記』に明治元年閏四月六日条に「於浪華、病院御取建」の沙汰書をのせ、それに按文を付し「明年(明治二)正月ニ至リ、寺町大福寺ニ仮設シ、後久宝寺町旧代官邸ニ移ス」と記す。(2)緒方惟準の自叙伝に基づくとする記述によると

「明治二年二月十七日大阪表仮病院伝習御用相始む可きの命を蒙る。本院は是より先き同年正月廿五日蘭医ドクトル抱独英氏を和蘭より聘して、西成郡寺町大福寺に仮設し……」¹⁰⁾とのべる。(3)また明治二年仮病院の医員であつた高安道純は回顧して「夫レ大阪仮病院ノ創立ハ明治二年二月ニシテ東区上本町通大福寺ニ於テ仮設ス」¹¹⁾と記している。

これらの記録によつて、明治二年二月(または一月)大福寺に仮病院が設けられ、治療と伝習が始められたとしてきた。ところで仮病院開設を物語る史料「仮病院詰所 日記」が石橋英達により昭和十七年紹介された¹²⁾。同史料は舎密局を源流とする旧第三高等学校の所蔵する明治初年の舎密局、医学校、洋学校などの関係史料のなかに含まれていたのである。しかし原本はすでに失われ、石橋は残された写本によ

り明治初年の仮病院について、新たな知見を提出した。この日記は仮病院創立時の事情を詳細に物語るもので、仮病院史にとって極めて貴重な史料であるので、石橋英達、緒方銚次郎および「稿本神代史」でとり上げた同日記を再掲して、若干の考察に及ぶことにする。

仮病院詰所附 日記

明治元戊辰年

十二月十四日 入江仙助 万年長左衛門泊

一 当院普請向落成ニ付為見分判事青田基太郎殿出席

一同断 監事市原治助出席

一 菅繕方森武司、沼田三十郎吟味、棟梁駒田庄藏引渡トシテ出勤

一 表門見番並御用使トシテ先導者五人相詰候事

一 御医師緒方郁三 緒方拙齋 小野田篠庵 小野元珉 大井ト新 中欽哉

十二字より出勤

一 蘭薬カラタマ 三字出席

一 判事西園寺雪江殿 伊丹右京大進 平田助左衛門出席

十五日 浦上豊五郎

万年長左衛門

一 昨十四日仮病院御開ニ付判事衆、蘭国カラタマ、監事衆、醫師方、俗事役之惣計六拾七人酒肴被降候

一 館内看病人雇入之義、御給金随分と多分ニ被致候、太略四十歳以上ノ女

御採用之見込、且男子にても質ト不嗜飲酒者相撰候事

右之通舎密局方平田助左衛門被申聞候事

一 今夕監事衆、於役場、山田肇・相田元三郎兩人病院掛り役被申付、万年

長左右衛門申合引切相勤候様、尤老人者替り合、本府へ相詰候様被申渡

候事

十二月十六日 出席 窪田主税

当番 相田元三郎

万年長左衛門

一 トクトル寸コキルノ薬品御買上使中番清助帰着

十五日四ツ時着寸コキル留守中ニテ昼後面会致候処、薬品不揃ニ付、明

十六日異人直ニ持参可仕候ト申聞候ニ付、金百五拾兩相渡請取書持帰り

候

十七日

一 医師不残出席有之、然ル処未タ薬品不参候ニ付テハ引取申候、尤今日中相調候ハハ其案内いたし候、若し今日中不調候ハハ明日不参ノ旨申聞候事

一 新宮次郎 右ハ御雇ヲ以同局御用掛仰付三人扶持月給拾五兩被降置候事

右同人病院へ罷越吹聴有之候事

一 夕七ツ時頃教頭カラタマ御修履ケ所見廻り相越候事

一 夜中医師方掛り役人之外、先姓名承り当直へ相届ノ上入門可為候事

右見番ノ者へ申渡候事

十八日

一 薬品只今到着不仕候間扱方云々

十九日

一 医師相揃出勤 市原治輔 平田助左衛門 新宮次郎出勤

一 蘭五番屋敷より薬栞箱、先導、五人ニテ請取来リ医師方引渡、右五人へ

弁当被下候

一 カハフル用炭吹田屋へ申付置候

一 老番隊銃士 高沢楚市入院

廿二日

一 今日病院御開、銃士十名診療請ニ参リ屯所へ為控、銘々切手相渡不被失候(秘)申渡置候

廿六日

一朝比奈貞一郎入院、第二室へ差入候様当番医師申聞、同人着類帯刀例之通預リ申候

廿九日

一 四字ハラタマ院中へ罷趣候事

明治二巳年正月

六日

一 自由亭文吉より沓掛台御買上並葉寮より白フラスコ拾五本程御買上呉候様申聞候ニ付其旨吹田へ申候事

八日

一 御紋付大坂府御印丸提灯六張醫師方へ御渡候
当直 緒方拙齋

九日

一 判事衆関龍二殿よりハラタマへ為贈物、玉子巻籠、密柑巻籠、為持被遣、則請取ハラタマ等へ為持遣候事

十一日

一 御用始ニ付病院掛諸役人并御医師看頭、小生へ到達、本省ニおいて御酒肴被下候筈之処、十二日十三日両日共、各局(兵カ)一統同様被降候ニ付、御場所差支候間、当院詰所ニ而配盃相成候而ハ、病者ニ障リ相成申間敷ヤ、

頭取医師迄問合之上否早々申越候様、府詰補備長衆より申來候、則緒方拙齋其外詰合医師へ打合候処、当御場所之義ハ御手狭ニモ有之、病院ニテ御配盃不可然旨申聞候ニ付、此段及答候、本府へ(軍カ)監事衆平田氏モ被詰居、大行之酒宴相催候例モ無之、夫々詰所ニおいて頂戴いたし候義ニ付、矢張明十二日当地ニ於テ配盃取扱之段申來、醫師方へモ其段通達いたし候

候

十三日

一 今日蘭医ホラドイン、内分ニテ当院見分いたし候段、番医申聞に依、サッパン少々用意いたし呉候様、緒方郁藏申聞、自由亭へ申遣候(ハラタマ同行ナリシ)

廿一日

一 今日ホードイン、ハラタマ梅屋敷ニテ振舞候ニ付テハ醫師衆、舍密掛同伴之積リ之処、雨天ニ付延引相成候、右ニ付自由亭申付有之候分、左之通持参ニ付預リ置候事

- 一 シャンペン 五本
- 一 ビール 同
- 一 パン 十六人前
- 一 カステラ 貳斤

其外左之品物備用物

- 一 三ツ道具 三人前
- 一 シャンペンガラス 十六(医師幹事及主人貳人トモノ数乎)
- 一 コップ 十六
- 一 ウガイ茶碗 三人前
- 右自由亭より持参

二月十日

一 緒方拙齋門生共、病院見習立入願を差出、文言控帳へ記之、本紙序ノ節本府へ可差出候事

十一日 十三日 十四日 ハラタマ出席

十四日

一 病人之内極難症有之候ニ付、治療為相口、ハラタマよりホートインへ頼遣候

十五日

一 十字ハラタマ、ホートエン同道ニテ出席ニ而ホートエン、平井治助診察有之候処、極難症ニ付、療治難叶、依之薬汁相与へ返し候事

十九日

一 井戸車大福寺致返却具候様、申来及返却、古車老買入申候(隣ニ念仏寺アルカ如シ) 処記(上本町八丁目寺町大念寺トアルアルナリ)

二十日

一 大福寺和尚より月々大小ニヨラス、御詮議ノ上、御手当金願出候ニ付、何とか以書取、歎願差出候ハハ、取次具可申旨返答いたし置候

上包 判事衆

緒方玄蕃少允

ホートエン ハラタマ立会見分候処、講席ニ借請申度候間、可然御詮議相成候様奉存候

二月廿日

以上

緒方玄蕃少允

右書付府詰補備長より監軍判事衆へ被差出候旨補備長より下紙答有之

二十三日

一 当病院緒方玄蕃少允へ引渡ニ付、御矩規書巻通、文言別紙留帳へ記し、明日一端引渡之儀患者へ申触候

一 十二月廿六日より二月廿四日迄惣御入用高大略七百六拾兩余

一 内七拾三兩三步御役場ニ金有之候

一 右之見込を以て御下金被下度候

一 患者昨廿四日夕刻不残致出院候

一 緒方玄蕃少允昨日不参ニ付病院引渡不申候

廿三日

病院世話役

補備長衆

廿五日

一 上本町八丁目寺町大念寺内教席借受之儀、御許容相成候ニ付、此旨以書面、当役所より緒方玄蕃少允旅宿へ案内申遣候

一 一統同勤も不都合ニ付、医師衆より直々本府へ被相届、出勤一端相止候方、可然旨、補備長申聞候ニ付、此旨大井卜新へ申通候

一 先導(兵カ)全今夕より不残引退候様申渡候

(注、文中誤りと考えるものにはカッコで訂正した。読点は筆者)

日記は仮病院普請落成に始まり、緒方玄蕃少允への仮病院引渡し完了をもって終わっている。その間二カ月半足らずの日記であるが、一所轄の開始から他へ移管するまでを記しており、日録の欠落がなければ、仮病院の日記として完結したものである。

1 仮病院の設置者と性格

日記冒頭の普請落成式の参会者は、大阪府から府判事西園寺雪江（公望）、伊丹左京大進、春田基太郎、監軍市原治助、舎密局からハラタマ、平田助左衛門、そして医師として緒方郁藏ほか五名である。

式はまず判事春田基太郎、ついで監軍市原治助が建物を見分し、營繕方の吟味をへて、棟梁から完工引渡しが行なわれたのち、門番・御用使（先導兵）が持場につき、午後から仮病院医師が出頭し、蘭医ハラタマそして府判事、舎密局御用掛の出席という順序をとって、仮病院落成式の儀が行なわれた。

そののち、仮病院開設を祝って酒肴が、判事衆、ハラタマ、監軍衆、医師方、俗事役など関係者六十七名に下されたとある。

この式次第の筆頭見分役に大阪府権判府事春田があたっていることから仮病院は大阪府によって普請されたことは明瞭であるが、判事に引つづいて見分役として登場したのは監軍市原治助であることに注目したい。監軍は「大阪府職員録」（明治三年）によれば、府兵局の長上官であり、市原治輔、北田三郎、桃井春藏の三名が記載されている。

見分役に医師方からではなく、府兵局監軍があたっていることから、仮病院は軍事病院的色彩の濃さがみとれる。そのことは注意ぶかく日記の記載をみれば、さらに明瞭となる。その二三を指摘すれば、(1)「病院掛」二名の任命は監軍衆であり、当日の病院詰役人浦上豊五郎は「職員録」から兵局補備長である（十二月十五日、以下カッコは日記日附）。

(2)兵局御用掛の新宮次郎が市原、平田とともに出勤している（十二月十九日）

(3)御用始の祝膳取行なう場所につき、頭取医師へ府詰補備長から問い合わせている（十二月十一日）

(4)緒方玄蕃少允（権準）が大福寺講席借用許可願を府判事衆に提出するが、その願書は仮病院補備長より府詰補備長を経て監軍、判事衆へと上申されている（明治二年二月二十日）。

(5)仮病院の診療・入院患者がすべて府兵局の銃士や中央裨官（朝比奈真二）である、ことなどである。

以上のことから、仮病院は太政官の意向に沿って、大阪府が設立の任にあたり、大阪府兵局が直接管轄する軍事病院であったと結論することができるといえる。

2 仮病院の構成

前述のように、仮病院は府兵局の管轄下におかれ、病院は監軍衆―教頭ハラタマ―医師方―俗事役の構成をとった。

医師方は緒方郁藏はじめ六名で、大井ト新をのぞいて適塾門人で構成した。ハラタマの病院における位置については、『抱氏成蹟録』¹⁴⁾附記の「波羅多^ハ名^タ斯^タ篤^タ児^タ常用方極」によると「ハラタマ名斯ハ和蘭ノ人ナリ、最モ舎密字ニ長シ、傍ラ医術ヲ能ス。故ニ此方極アリ。是レ一旦浪花大病院ノ主トナレルカ故ナリ。然リト雖モ后舎密局ノ主トナレルカ故ナリ」とある。『抱氏成蹟録』はボードインの在阪期の診療録を摘記したものである。大病院の称については、「故大村兵部大輔軍務前途ノ大綱」として明治二年十一月十八日兵部省が提出した上申書のなかの（大阪）軍事病院設置の条で「是又海陸兩軍共欠クヘカラス、但シ即今同府大病院ヨリ兼シムヘシ」（傍点筆者）とあるように、

東京大病院に対比して慣用された名称のようである。ともに軍病院を前身とする。

ボードイン着任（明治二年二月）前の仮病院において、ハラタマが教頭として医療面の最高責任者であったことを窺わせる。緒方郁蔵は御用掛を主務とし、兼ねて訳官の役割を担ったと判断される。舎密局御用掛平田助左衛門も側面から援助していることが日記から窺うことができる（十二月十五日）。

医師の下に看頭（看護頭か）、小生（書生）があり（一月十一日）さらに看病人（四十歳以上の女または酒を嗜まない質卜の男）が配されている。

日常の医務に従事したのは緒方拙斎以下の医師方であり、難しい患者はハラタマが治療を指導したようである（二月十四日）。また大阪府布令で指示したように仮病院内で門生の医術修業も行なわれていた（二月十日）。

3 設立所在地

日記から仮病院の所在地を示す箇所は見見できない。二月十九日、二十日の記事から大福寺でないことは判明する。緒方銚次郎は「明治元年の末より既に鈴木町代官屋敷を病院の仮設地と定めありて、同屋敷に普請を加へ、工事の一部落成を十二月十四日に見たるに非ずや」と推定し旧説に修正を加えている。¹⁵⁾ 鈴木町代官所跡に大坂府病院（大福寺仮病院より）が移り開院するのが明治二年七月十九日である。とすれば明治元年十二月一部落成、仮病院開院―再工事―明治二年二月末大福寺移転開院―鈴木町病院の経過となる。

日記の二月二十日以降の推移をみれば、二年一月十三日はじめて来

院したボードインがハラタマと相談して、医学伝習講席として大福寺を選定し、緒方惟準が借請願いを府判事に提出し許可され、一方緒方惟準へ監軍管轄下の仮病院が引渡され、入院中の患者の退院が申し渡されている。この急転回には緒方惟準が行政官より、二月十七日付で「当分大坂ニ罷在、ボードイン江申談、仮病院并伝習等之御用向早速手始可申旨 御沙汰候事」の辞令をうけ、ボードインと相談のもとに仮病院と医学伝習の御用掛の任をおびて赴任してきた結果である。すなわち仮病院は軍病院から一般病院へ、そして医学教育の教場へとという任務のもとに赴任した緒方惟準に引渡されたのである。¹⁶⁾

以後大福寺は主として医学伝習を主目的とし、傍ら医術伝習のため診療がおこなわれ、また同寺はボードインの宿所にあてられた。

緒方惟準は二年五月、『嗜鳴嘍嘆 袖珍方叢』の小序に「嗜鳴嘍嘆氏聘ニ応シ大坂ニ来リ病坊ニ入り方ヲ為ス。未タ数月ナラス、治ヲ乞フ者日ニ門ニ満チ生徒遠方ヨリ来リ、業ヲ受クル者百余人ニ及フ」と記す。教師、医員、門生と患者を合せば大へんな数にのぼる。仮病院が充たされなければ、大福寺の規模からみて、同寺のみでは人々の収容は到底不可能のように思われる。

緒方銚次郎の推測した仮病院所在地・鈴木町代官屋敷は、『大阪の町名』¹⁷⁾によれば、明治元年七月大阪府南司農局となり、さらに同二年一月からは一時河内県庁舎となり、その後医学所および病院が設置された（『東区史』）と記す。とすれば鈴木町の仮病院推定は困難となる。

仮病院の所在追求はもとより些事である。しかし仮病院史を語るとき「所在不詳」ではおさまりが悪い。従って筆者は、かつて第二次征

長軍が仮病院を設け、二年後種痘公館となった種痘所を仮定してみた。それは明治二年十二月二十四日付で西隣に間口四・五間、奥行二十間をさらに購入登記したという。¹⁸⁾日記の仮病院の開設は明治元年十二月十四日であるから、拡張登記の時期とほぼ一致するのである。その拡張は仮病院設立のためのものであったのではないか、と想定してみたのである。これは勿論仮説である。

仮病院所在地につきご教示をえられれば幸いである。

大阪における公的医療機関は日記の仮病院および大福寺仮病院を源流として大阪府病院、大阪府医学校病院へと展開するが、それは決して平坦な歩みではなかった。その流れに浮き沈みする人たちの動きもまた複雑である。機会をえて論考に及びたい。

〔註〕

- 1 復古記、卷七一、明治元年閏四月六日
- 2 復古記、卷四四、明治元年三月八日
- 3 古西義麿「緒方郁藏と独笑軒塾」『日本洋学史の研究』M所収
- 4 同右
- 5 『神陵小史』
- 6 「舎密局創立之起源」三高同窓会蔵
- 7 古西義麿前掲論文。古西氏はこの辞令を明治二年のものとして述べられているが、明治元年とするのが至当である。何故ならば、明治二年十一月大阪府医学校が開校したとき、太政官より大学少博士に任じ、大坂（府医学校）に在勤し、翻訳編集専務の辞令が与えられた。この時点では、すでに仮病院は存在せず、二年七月十九日には鈴木町の大阪府病院に移転しているからである。氏は後述する明治元年十二月設けられた仮病院を不詳とされたがため生じた誤解であると思う。

8 『大阪府布令集』一、明治二年十一月および十二月十三日の項

9 緒方銈次郎「浪華仮病院を語るを補ふ」其の一（『関西西事』第四五三号所収）に関寛齋が明治二年秋鈴木町の大阪府病院を見学した際の日記

10 緒方銈次郎「更に浪華仮病院並大阪医学校を語る」『臨床医報』第五六八号所収

11 高安道純は仮病院発足当時より医員であった人で、明治三十六年大阪医学校会大会で沿革を語った（『大阪医学校会大会誌』所収）

12 石橋英達「大阪府仮病院の開設は明治元年なり」（『臨床医報』第五六八号）同論文は緒方銈次郎「浪華仮病院を語る」（『関西西事』第四四九号、第四五〇号、第四五一号、第四五二号所収）の設立事情の論考にたいし、

第三高等学校所蔵史料「仮病院詰所附 日記」を紹介するとともに、訂正を要求したものである。これにたいし緒方は従来論文に若干の訂正を加えた。

13 大阪府兵局の職掌を「大坂府職員録」（明治三年）から掲げる。

監軍	中央裨官	嚮導
撃劍師範	砲車司令	笛長試務
兵隊師範	兵局器械掛	銃士砲士(四五九名)
教頭、同試務	分隊司令士、同助勤	兵局御用掛
教佐	補備長、同助勤	兵局医師
小隊司令士、同助勤	楽隊	兵局器械方
半隊司令士、同助勤	王旗士官	簾押士試務
先導兵嚮導	兵局書記役	鼓長試務
補備役、同助勤	隊簾士官試務	先導兵(九三名)

なお明治初年の大阪府の兵制について『東区史』は明治元年六月、新政府に帰順した大阪城附の与力同心を府兵二小隊に組織し、市中巡邏に当たらせ、二年一月には川口居留地の警衛に任じた。また元年八月以降は

浪花隊とも称され、次第に増員して二大隊を編成、別に大砲隊をおき、英国式訓練を行なった。府兵局は三年八月になり兵制改革により解散したと記す。

14 北里大学所蔵の写本

15 緒方銈次郎前掲書(註12)

16 緒方惟準の仮病院御用掛任命の前後事情については、神谷昭典『日本近

代医学のあけぼの』、松田武「公文書からみた緒方八重書簡について」

『医学史研究』第五四号所収)、芝哲夫・松田武「日本の近代化と大阪

の学問」(『大阪の学問―懐徳堂・適塾―』大阪大学、所収)を参照

17 大阪町名研究会編『大阪の町名』

18 緒方正美「水帳における除痘館の記録」(『適塾』第十一号所収)

(まつだ たけし 大阪大学五十年史資料・編集室)

〔資料紹介〕

エレメンズの寓居

舎密局においては、設計当初から校舎などの建設とならんで教師館を構内に設ける計画で進められた。本誌口絵で芝哲夫氏が紹介されたように立派な建築物で、ハラタマはじめ多数の外人教師によって使用された。一方、医学校は明治二年九月頃より建設に着手されたが、教師館は予定されず、教師は近傍寺院に寄留した。ボードインについては緒方銈次郎氏の研究で、まず大福寺ついで法性寺(中寺町)に逗留したことがわかる。ボ氏の後任エレメンズについては不明であったが、紹介する第三高等学校文書(明治五年壬申)「諸官省往復簿」(開成所)から大福寺に寄留していることがわかり、同寺は二代の外人教師による寓居となった。なお、資料中のジェームス・グリーンは明治三年十二月より七年七月まで、大阪洋学校、開成所、開明学校、外国語学校で教鞭をとった人物で、飼犬探索の顛末は余談であるが、結末までの文書を紹介しておく。(傍点、読点は筆者)

拜啓仕候、就者私儀昨夕犬を伴ナヒ散歩ニ罷出、上寺町、大福寺、居留トク、ト、ヒ、エ、ル、メ、ン、ズ、方江立寄、半時間程も罷在候後、帰宅可仕立出候処、伴ナヒノ黒犬疋ヲ見失ヒ申候。右者「ネリー」ト名ヲツケ日頃手ヲ尽シ養育仕候犬ニテ、少クモ五十元程之価可有之候。然ル処右犬ノ儀私ニ先立チ罷帰リ候事与相心得、直様帰宅仕候処豈科ノヤ宅ニ帰り居不申、依而私方小遣ニ申附種々穿鑿為致、昨夜十一時迄相掛リ候得共、遂ニ見出し不申、依而何トモ恐入候得共右之段、裁判所迄御届被下候様奉願度、尤右様之御苦勞相掛候者

恐入候得共、既ニ先日無抛事件有之裁判所江直様届出候処、元来私儀者日本政府江御雇入相成居候事故万事先学校長官江御届申、学校同所江御掛合ニ相成候ハ、早々取計可申与之事ニ御座候、依而此段奉願候、恐惶謹言

第六月九日

グリーン

開成所 肥田様

但右之犬者後口足少々不具ニ御座候

英教師グリーン畜犬之儀ニ付過日御頼談申遣し置候処、別紙訳書之通届出候間、此段及御断返候、尤昨夜九字過第二区取締伍長小菅正義似寄之犬召連罷越、猶其後堂島区会所詰小森安二郎同様似寄之犬召連罷越候等、彼は御手数之段謝入候。依而此段申遣候也

壬申五月六日

開成所

大阪府 御中

私飼犬ネल्ली紛失致し候ニ付、先日右穿鑿之儀裁判所江御願被下度旨相願置候処、昨朝道頓堀辺において召仕之者、右犬を見出し連帰リ申候、依而此度御届申上候。最も昨夜市中取締方々両度迄似寄之犬を召連御問合セ下候段、難有奉存候。且迅速市中江御布達被成下候段、不堪感佩裁判所御役人方江対し深ク奉謝候、恐々謹言

壬申五月六日

グリーン拜

肥田君貴下

(松田 武)